

工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領 新旧対照表

改正前	改正後
(兼務が可能な条件) 第2条 発注者は、次の2つに掲げる場合において、それぞれの条件を全て満たす場合においてのみ、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができるものとする。ただし、工事の難度や付近の交通の状況等、兼務させることが適当でないと判断する場合は、この限りでない。 (1) [略] (2) 兼務する工事の両方が稼働している場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 ア それぞれの工事の当初請負金額が、<u>4,000 万円</u>未満であること。 イ～カ [略]	(兼務が可能な条件) 第2条 発注者は、次の2つに掲げる場合において、それぞれの条件を全て満たす場合においてのみ、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができるものとする。ただし、工事の難度や付近の交通の状況等、兼務させることが適当でないと判断する場合は、この限りでない。 (1) [略] (2) 兼務する工事の両方が稼働している場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 ア それぞれの工事の当初請負金額が、<u>4,500 万円</u>未満であること。 イ～カ [略]

様式第 3 号

様式第 3 号

現 場 代 理 人 兼 務 取 下 書

年 月 日

(発 注 者)

殿

(受 注 者)

住 所
商号又は名称
代表者名

年 月 日付けで申請のあった、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、
取り下げます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 請 負 代 金

様式第 3 号

様式第 3 号

現 場 代 理 人 兼 務 取 下 書

年 月 日

(発 注 者)

殿

(受 注 者)

住 所
商号又は名称
代表者名

年 月 日付けで申請を行なった、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、
取り下げます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 請 負 代 金

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。